## 企業誘致

開に向けた支援に奔走した。 これら企業の被災状況の把握と操業再 等により操業停止状態に陥った。県は や設備の被害や、産業インフラの途絶 沿岸部に立地していた企業は、建屋

> H23 年

性化及び雇用機会の拡大を図るため、 誘致活動を再開し、産業基盤の健全性 企業に対する助成制度を拡充した。 をアピールした。また、地域産業の活 県はインフラの復旧を図りつつ企業

H24

提出し、第1号認定を受ける。本計画は、 資促進特区:ものづくり産業版)を国に 制の特例を認める内容であった。 震災前の水準に戻すことを目指し、 甚大な被害を受けたものづくり産業を 特区法に基づく復興推進計画 (民間投 施行された。県と市町村は、この復興 特別区域法」(以下「復興特区法」) 平成23年12月、「東日本大震災復興 税 が

H26

R1

H25

災地域雇用創出企業立地補助金」が国 に立地を希望する事業者が殺到した。 ない高い補助率であったため、宮城県 により創設された。本補助金は従来に 平成25年5月、「津波・原子力災害被

R3

4	12	6	4	5	3	2		1	12		11	10	8	4	月
1	20	19		27	1	9	27	6	26	10	1	21	24	23	日
・新復興特区法に基づき復興推進計画(民間投資促進特区(ものづくり産業版))を改定	度末まで延長対象地域を重点化した上で、交付申請期限は令和5年度末、事業完了期限は令和7年対象地域を重点化した上で、交付申請期限は令和5年度末、事業完了期限は令和7年・「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定	・「復興特区制度等における税制特例の適用期間の延長等に関する要望書」を提出	・民間投資促進特区の新規立地促進税制について要件緩和	·津波·原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(1次公募)公募開始	•民間投資促進特区指定申請受付開始	❶内閣総理大臣から民間投資促進特区の認定を受ける(全国第1号)	●民間投資促進特区(ものづくり産業版)について、県及び県内31市町村と共同で申請	・復興特別区域基本方針が閣議決定	●東日本大震災復興特別区域法の施行	・愛知県名古屋市で企業立地セミナーを開催	・宮城県復興特別区域制度連絡調整会議を開催	・復興特区制度に関する説明会(国主催)	・東京都で企業立地セミナーを開催	❶東日本大震災復興構想会議で、知事が「民間投資促進特区」の創設を提案	主な県の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

OKYO ELECTRON

❤宮城県

東京エレクトロン協定締結式 (平成30年9月11日)

TEL

**工**大和町

TEL





# 壊している現状を行政に訴えたかったんだとったです。皆さん混乱して、自分の会社が全 『それは難しいです』としか答えようがなか

### 平成23年

企業立地セミナーの開催

思いますが、被害が分かっていて何もできな

いというのが、

一番つらかったです」

「沿岸部で被災した企業でも、

資金力のある

県では、企業誘致の予算を削り、 し、震災前から取り組んできた[富県宮 震災復旧関



# 何が起こっていたのか

# 誘致企業を側面から支援

救援物資の輸送手段確保と安否確認

### 認や救援物資を運ぶ手段の確保であった。 の初動対応は、誘致した企業の従業員の安否確 には救援物資を提供したいと申し出る個人、 発災翌日の3月12日から、県の災害対策本部 各種団体からの問合せが殺到した。 県の企業誘致を所掌する産業立地推進課 企

要になります。その通行許可証をもらうため 企業からの申出に対応する業務がありまし 「発災直後は、 産業立地推進課職員 産業立地推進課には従来から企業の側面 救援物資を運ぶ際には高速道路を使いま 我々職員が警察に行って数時間並びまし 地域の警察が発行する通行許可証が必 救援物資を届けたいという

支援という土台があったので、

当然のことと

含めて安否確認を数日間続けてやっていましろん、そこにお住まいになっている御家族も 業員の安否確認でした。従業員御本人はもち その会社の既に県内にあった整備工場の従 内に立地することが震災前から決まっていた んですが、 してやれました」 「航空機関連産業の会社が、 発災後、 私が最初にやった仕事は、 新たな工場を県

## 沿岸部の状況を把握

23年3月末~4月

## 被災企業の聞き取り調査

ことで、

1か月後には移転先を決めて移転し すぐ内陸部に土地がほしいという

出した。 目処が立たない企業が多い一方で、資金力のあ 地推進課では、 る企業は、 き取り調査を開始した。 対応することで支援を行うこととした。再建の 処理が進んでいないため調査を断念せざるを得 主要道路の啓開作業が進んだ3月末、産業立 被災企業からの問合せや要望に対し迅速に いち早く内陸部の土地を求めて動き 被災した沿岸部の立地企業の聞 しかし、災害廃棄物の

### ○ 産業立地推進課職員

企業に対して、他自治体から水面下の誘致活動

現地再建を断念し、他県への移転を検討する

近辺とかも回っていましたけれども、 け置いていくようなこともありました」 あったらなんでも御相談ください』と名刺だ くり話をすることも難しかったので、『何か かということを心配されていた状況で、ゆっ れた企業さんは、復旧の方をどうすればいい きました。我々は岩沼・名取方面、 「部を挙げ、 班ごとに地域を分けて調査に行 仙台空港 被災さ

> りました。そう の地域に移転する、

いう報道があれば、

といった報道がかなり

↑ 産業立地推進課職員

いただけるよう奔走した。

産業立地推進課では、

状況ではありませんでした。調査をやりたく 援にシフトしていきました」 てもできない状況だったので、 うでしたか?』なんて、とても聞けるような て後片づけに追われていて、『被害状況はど かいましたが、現地では、皆さん途方に暮れ 「我々はとりあえず仙台港と多賀城方面に向 被災企業の支

どまってほしい、それが一番でしたね」

てください』という電話が何件かありました。 「被災した企業から 『災害の責任を県で取っ

Ⅵ 産業・生業の再生

# 雇用創出が宮城県への支援

積極的な企業誘致に向けて動き出した。 である、との判断から、予算を削ることはせず、 城」の実現にはものづくり産業の再生が不可欠 連事業に使うべきではないかという議論もあっ

### 産業立地推進課職員

用地が売れました」

して何年も買い手がつかなかった広大な工場 た企業が結構ありました。今まで県が誘致を

企業誘致は自治体間の競争

働きかけ他県への移転を検討する被災企業への

ピールしようという狙いでした」 月に開催しました。こういうときこそセミナ 業立地セミナーを開いていて、震災の年も8 せんでした。震災前から年に1度、 業誘致の予算を削らず、どんどん県外に行く べきだ』との発言があり、予算は一切削りま -を開催し、『宮城県は元気です』 当時の幹部から、 「こういうときこそ、 と強くア 東京で企

企業立地セミナー (東京)

選択適用

### 復興特区制度概要(平成26年時点)

①特別償却

資産等の区分

機械装置

建物·構築物

特別償却又は税額控除が受けられます。

~平成

28.3.31

100%

25%

取得等の時期

●法人税(国税)の特例

なんとか被災地のために協力してあげたいとをお願いしていた大企業の社長さん方からも、「会場のホテルや、その当時セミナーの講師 話になりますが、 0) たし、実際の立地もありました。企業を立地 いう気持ちをすごく感じました。この東京で ることで宮城県に雇用を創出するのが一番 大盛況となりました。 ふうに考えていただいたと思 立地の引き合いもありまし 0人くらい集まっていただ 復旧期を通しての

岸部だけではなく、

内陸部にも補助の拡充が

財政課とかけ合

可能な限り

災県としてなんとしても第1

号認定を受けな

航空宇宙関連産業、船舶関連産業の8業種の集

目指すもので、これら集積業種の事業者が

末の御用納めの日に知事

から

『最大の被

療・健康関連産業、クリ

ーンエネルギー関連産業

電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、

民間投資促進特区は、自動車関連産業、

高度 医

「『みやぎ企業立地奨励金』については、

の認定を受けた。

産業立地推進課職員

必要だろうということで、

『内陸部加算』を設けました。

タが東海地方と九州に続いて東北を第3の拠

それが企業

多くの企

容であった。2月9日、

した復興推進計画は、

内閣総理大臣から第1号

8業種の集積を目指して

2 月

~平成25年度

県及び34市町村が提出

産業集積区域」に指定し、

新規立地企業に対す

一端を担う

を目的に県内34市町村の計389地域を「復興

る法人税を 5年間免除する等の特例を認める内

してくださいました。大きかったのは、

の震災支援をけん引する形になり 点にする方針を出したことです。

## 企業に誠意を見せる

ど貸付額は多くなかったんですが、

震災発生

「制度融資については、震災前まではそれほ

室や統計課、都市計画課などの協力を得なが

県庁を挙げて進めていくことになりまし

受けることにより、税制の特例を受けることが

法施行規則に基づいて県又は市町村の指定等を

復興に寄与する事業を行う場合には、

推進課だけではできないので、

富県宮城推進

産業立

ていました」

度を拡充して企業を支援しようと仕事を進め

さ

い』という指示が出されました。

# 企業集積促進事業と制度融資の拡充

いけなかったので、

銀行と調整して、融資枠

いたので、

市町村との調整も必要になります

「自動車関連産業や高度電子機械産業という

産業集積区域を地番ごとに設定する必要があ

それについては市町村で作業をしてもら

な被害を受けたので、

そこに立地していた食

インの産業にプラスして、

沿岸地域が甚大

貸付要件の緩和を行いました」

たため、県としてそこは強く支援しなけ

れば

町村の共同

う制度になって

産業立地推進課職員

被災した企業からのニーズが急に高まっ

た 5

促進資金貸付制度」についても、 成23年度は20億円に拡充した。 更に、 ける「企業立地資金貸付制度」並びに「工業立地 の用地購入費のほか工場建屋の建設費及び機械 新たに工場等を新設、 奨励金」含む)を、 子機械産業を中心に企業誘致活動を強化した。 産業集積の基幹をなす自動車関連産業や高度電 産業基盤が健全であることをアピールし、 県は、震災被害からの早期復旧を図るとともに 大幅に条件を緩和した。 用機会の拡大を図るため、「みやぎ発展税」を 企業立地を促進し、地域産業の活性化及 融資期間の延長及び融資利率の引下げ 企業集積促進事業費(「みやぎ企業立地 金融機関を通じて低利で 平成22年度の約14億円から平 増設する場合に、 融資限度額の 企業等が 工場等

面の優遇措置等を盛り込んだ「東日本復興特区

計画が認定第1号になりました」

「認定第1号が実現できたのは、

市町村の皆

町村が提出してくれました。その結果、

日に県と県内34市町村が申請した復興推進

てください』と依頼をしたところ、

全ての市

に色をつけて出してください』『地番も拾っ の方々に集まっていただき『1週間後に地図

特区の検討が始まり、平成23年12月26日、「東日

(仮称)」の創設を提案した。その後、 国での復興

本大震災復興特別区域法」(以下「復興特区法」)

復興特区法では、

県及び市町村

議にお

いて、知事は、

大規模な規制緩和や税制

なんとしても第1号認定を!

わなければならない

ので、

復興推進計画(民間投資促進特区)の作成

平成23年4月23日の東日本大震災復興構想会

までそれほどお付き合いがなかった企業

請

認定を受けることができる。年明け1月

県は民間投資促進特区の作業部会を立ち

収集できたことも大きかったです」

更に、

国からの情報を的確に

アヨイサンフーフ

が「復興推進計画」を作成し、

内閣総理大臣に申

県庁全体で意思統一ができたということが背

部局組織にとらわれない専門チー

ムができて、

推進課がスピー

ド感を大事にしていたことと

さんの協力はもちろんですが、元々産業立地

震災をきっかけに、

いろいろと支援を

産業版)を国に提出した。

同計画は、

復興推進計画(民間投資促進特区:

市町村との調整を重ねながら、

· 月 27 日

### ※20%が限度。但し4年間の繰越しが可能。

~平成

28.3.31

15%

8%

### 2 法人税等の特別控除(復興特区法 第38条)

1 特別償却又は税額控除(復興特区法 第37条)

平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、

②税額控除(※)

選択適用 資産等の区分

取得等の時期

機械装置

建物·構築物

復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者(※)に対する給与支給額の10%を税額の 20%を限度として指定後5年間控除が受けられます。

- ※被災雇用者とは、下記の方をいいます。
- ●平成23.3.11時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)の事業所で勤務していた方 ●平成23.3.11時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)に居住していた方

### 3 新規立地促進税制(新規立地企業を5年間無税とする措置) (復興特区法 第40条)

雇用等被害地域(津波浸水地域)を有する市町の復興産業集積区域内において、集積業種に係 る法人を新設した場合は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入 (指定後5年間、所得金額を限度)

【対象法人】

●復興推進計画の認定日以降に設立されたこと。 ●被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額が

1.000万円以上であること。 ●沿岸市町の復興産業集積区域内に本店を有し、 区域外に事業所等を保有しないこと。ただし、以 下の二つの要件を満たす事業所については区域

(※法人の主たる業務以外の業務を行う事業所 であること)

(※区域外へ設置する事業所の従業員の合計 が、法人の常時使用全従業員数の30%又は二 人のいずれか多い人数以下であること)

再投資等した場合の即時償却

(再投資等準備金残高を限度)

●指定を受けた事業年度に3億円(中小企業は 3,000万円)以上の機械又は建物等の取得等を

### 4 開発研究用資産の特例(復興特区法 第39条)

復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに、 12%の減税控除が受けられます。

開発研究用資産について即時償却

開発研究用資産の即時償却した減価償却費の 12%を税額控除

しかし、



企業立地セミナー情報交換会(名古屋市)

いただくことになるんですが、沿岸市町につ業からの申請対応は基本的に市町村でやって えるようになることを目指してと思い、対象を挙げての夢のあるプロジェクトの一端が担という言葉には夢のある響きがあるので、国 **両も整っていな** 、沿岸市町につ 個々の しました」

業種の設定に入れました」

「復興推進計画が認定を受けた後、

品関連産業や医療・健康関連産業のメ

には、航空機関連企業が岩沼市に立地したば

めてということになり

した。

さすがに役場の体制も整って

な

ありましたから、

航空字

角田市

(内陸部)

には J A X A の 工

事務処理のマニュアルやQ&Aを作ったり、 できるだけ円滑に申請してもらえるように支 各市町村や地方振興事務所に説明会をしたり ったので、県の地方振興事務所で申請を受 付ける形をとりました。認定を受ける前に、

東日本大震災で特に大きな被 福島第一原発の事 岩手県、 宮

47事業者が採択された。 県に殺到することとなった。 -次募集では43事業者、 従来の補助制度にはない高い補助率が 12月の第2次募集で 平成25年5月の第

る企業が出る

# 企業立地補助金」の運用開始「津波・原子力災害被災地域雇用創出

# 立地を希望する事業者が殺到

設定されたため、立地を希望する事業者が宮城 助金は、 企業立地補助金」が国により創設された。 せるため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出 避難指定が解除された地域の産業復興を加速さ 故により甚大な被害を受けた警戒区域等のうち、 城県、福島県、茨城県)及び、 害を受けた津波浸水地域(青森県、 平成25年5月、

ヤヨイサンフーズ協定締結式 (平成30年6月12日)

等したため、県による事業の計画性・実現性の チェックやアドバイスが必要であった。

## ↑ 産業立地推進課職員

かったり、 今考えれば、私たちに事業の実現性を見極め 説明会や相談会を開くと、これだけインセン が殺到するわけですね。そこで何が重要にな に関しては、その逆のことが起こったとい 業力で新規開拓していくことが理想形と感 とにかく連れてこいということで、 地補助金は、せいぜい1、2割でしたので、 補助金でした。当時都道府県レベルの企業立 る能力が足りていなかったと思います」 を約束していると思われる企業もありました じられることが多い部署でした。この補助金 ってくるのかというと、実現性の見極めです いう営業職でして、 「産業立地推進課の職員というのは、 「この補助金は、 気に2倍から3倍の補助率になりました」 ィブの高い補助金ですので、 宮城県に立地を考えたいという企業 補助金の採択を条件に銀行が融資 大企業だと3分の1という破格の 宮城県に関係がなくても 企業だと設備投資額の 事業計画が甘 個人の営 企業で

た

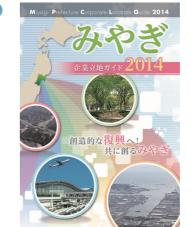
どのようなステップを踏んでいくのかといっ 査の仕方や、民間企業が投資決定するのには をしたいという企業の相談に乗れれば良かっ た最低限の知識をもった上で、補助金の申請 少し組織として、企業の財務状況の精

## 用地が足りない

継続的な国への要望 -成26年度~令和2年度

県及び沿岸市町では、「津波・原子力災害被災

制度の申請期間及び運用期間の再延長を要望し 業面での安全性を十分確認した上で立地決定す に整備されており、企業は造成工事完了後に操 譲面積全体の約6割が令和2年度にかけて整備 不足するという事態が生じた。整備を進めてき の誘致・集積に取り組んできたが、 地域雇用創出企業立地補助金」を活用し、 2年度に向けた国への定期要望の中で、同補助 事業の終了が困難な状況が生じた。 県は、 ることとなるため、 を完了した。しかし、 た沿岸地域の産業公益施設用地については、 いところが先に埋まってしまい、 制度の期間内での補助対象 多くが防災集団移転元地 次第に用地が 利便性の良 企業



### 産業立地推進課職員

思います」 市・亘理町・山元町・東松島市・石巻市など部の市町しか対象にならなかったので、名取 が足りないということでした。補助金は沿岸 金を申請して立地までこぎ着けられたのだと つまり土地を早く押さえられる企業が、補助 なりました。 の土地がすぐに確保されて、 「補助金の運用上で問題になったのが、用地 今考えれば、 土地勘がある企業、 足りない状態に

## 更なる発展ものづくり産業の

## 震災10年目以降の企業誘致

現在~

次代を担う新

る等、 客の開拓、成長分野等他分野への進出を促進す るとともに、県内企業の海外市場への展開、 業の県内立地・集積が進み、多くの雇用が創出 り組んできた。この結果、自動車関連、 のづくり産業の早期復興、 された。県は引き続き、 たな産業の集積・振興を推進することにより、 いる 県は震災後の10年間において、 ものづくり産業の更なる発展を目指して 食品関連を中心とした、 企業誘致・集積を進め 富県宮城の実現に取 ものづくり産 高度電 顧

うなことも、どんどんPRしていけばい 城県の魅力を分かっている人って少ないんで が必要だと思います。 っと知ってもらえると思います」 ってもらうための準備や努力を怠らないこと らずに、とにかく企業に会いに行くこと、 「営業力を使って、 だから『そんな当たり前のことを自慢げ ためらわずに恥ずかしが 会ってみたら、 実は宮

知事と直接つながり、県庁全体で推進する力 レベルで対応していました。すぐに知事や副 大企業から小さな企業に対しても、 じでやっていました。それは被災後も同じで 要望があれば、本当になんでもするという感 仕事だと受け継がれてきています。企業から から 『県政の1 番地』として、 全て同じ 大事な

> にもつながり、宮城県は違うなと思わせるこ 手の企業と信頼関係を築くこと、これしかな いくのが一番じゃないかと思います。後は相がありますので、そこを強みにアピールして とになると思います」 が重要です。素早い対応こそが、相手の信頼 いと思います。それには素早く対応すること

> > 5



### 学んだこと 災害対応の経験から

## 「できない」は一切言わない

### 産業立地推進課職員

電話をかけます。それでも10回かけて1回会 「会ってもらうのが仕事です から、 とにかく

### みやぎ企業立地ガイド2014 思います。そうすることで宮城県の魅力をも に話して恥ずかしくないのか』と言われるよ 「宮城県では企業誘致に関して、 発災の以前

### ←ウェブサイトでも 御覧いただけます

関係をもち、意見交換をする場を設けていれ詳しいところなので、金融機関とふだんから

境整備に関して、

が、それについては『代替案としてこうい

やれないことも出てきます

ない』とは言わないことです」

たことができます』と伝える。

絶対に『でき

接企業に行って、従業員やその御家族に対 非常に不安に思います。これに対しては、直

住環境の説明を行うことが大切です。

環

ば良かったと思います」

親身な対応ができたと思います。また金融機

特に銀行などは投資判断の是非について

しっかりと勉強しておけば、

もっと企業側に

「企業が遠い場所に移転する場合、

従業員は

産業立地推進課職員

投資や企業研究に興味をもっている職員もい

した。そういう職員を中心に勉強会をやっ

企業の投資姿勢がどういうものなのかを

企業誘致に興味があって、ふだんから株式

思疎通は非常に重要です」 ず必要になってくるので、

企業の従業員や家族への説明も重要

ず必要になってくるので、常日頃の連絡や意企業誘致をやる上でも、市町村との連携は必

経済産業省ウェブサイト課・平成31年3月)

組記録誌(宮城県震災復興・企画部震災復興推進東日本大震災 再生期後半(平成28・29年度)の取

りをしっかりと行っていたからだと思います 実現できたのは常日頃から市町村とのやりと 市町村に御迷惑をおかけしましたが、それが

産業立地推進課職員

定めることが必要だと思います」

意見交換の場をもつ勉強会や金融機関との

に足りないものはなんなのかをしっかりと見の企業が求めていることはなんなのか、企業

太刀打ちできなくて、やはり組織として、 でも当時は個人の営業力に頼るだけでは到底 た』と言いたい職種です。私も言いたかった。

そ

携っていうのも大事だなと思いました」

振興課や自動車産業振興室など庁内の横の連 情報も多かったということもあって、新産業

「地元企業について意外に私たちは知らない

産業立地推進課職員

います」

集力は、身につけていたほうがいいかなと思

に耐えられるようなリ

ーダー

シップや情報収

した。今後に向けても、

そういうスピー

作業をしていただいたということで、

かなり

組記録誌(宮城県震災復興・企画部震災復興推進東日本大震災 再生期前半(平成26・27年度)の取

課·平成29年3月)

「民間投資促進特区については、短い期間で

企業誘致は『あの企業は自分が連れてき

産業立地推進課職員

# ※所属は本テーマに関する業務に従事した当時後輩たちへのメッセージ

緒で、とにかくスピード重視。あとは『でき

会いに行くこともありました。基本は一

ない』は一切言わないことにしようとチ

タベ

初動時にすぐに対応が可能だったかと思いま

ースみたいなものが整備されていれば、

う緊急事態のときに、リ

ーシップやスピ

感が発揮されて進めやすかったと思いま

強い部署だったというところもあり、

「産業立地推進課はすごくリ

ーダ

-シップが

こうい

産業立地推進課職員

日頃からの市町村との連携、意思疎通を

企業がある、こういう工場があるというデ

「できれば市町村ごとに、ここにはこういう

す

見定める

援のために立地したいです』という連絡があ逆に突然聞いたこともない会社から『災害支

₩ 産業立地推進課職員

市町村ごとに企業のデータベースを

スピード感を大切に

ってもらえればいいほうです。震災のときは

産業立地推進課

情報収集力が スピードに重要 産業立地推進課

道切り・チシップと







産業立地推進課



産業立地推進課



産業立地推進課

